

## 非課税基準、扶養親族等の合計所得金額要件等の改正

要件等		改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件		48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件		48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生の合計所得金額要件		75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額		55万円以下	65万円以下
ひとり親控除に係る生計を一にする子の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件		48万円以下	38万円以下
障がい者、未成年者、ひとり親又は寡婦に対する非課税措置の合計所得金額要件		135万円以下	125万円以下
均等割の非課税限度額の合計所得金額要件 (非課税となる方)	同一生計配偶者及び扶養親族がない人	38万円	28万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がある人	(同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) × 28万円 + 27万円	(同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) × 28万円 + 17万円
所得割の非課税限度額の総所得金額等 (均等割のみ課税される方)	同一生計配偶者及び扶養親族がない人	45万円	35万円
	同一生計配偶者及び扶養親族がある人	(同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) × 35万円 + 42万円	(同一生計配偶者 + 扶養親族 + 1) × 35万円 + 32万円